

# 玉村町の経営改革に関する提言

平成17年10月 3日

玉村町経営改革町民委員会

# 目 次

1 提言にあたって	1
2 提言	2
提言要旨	2
(1) 提言 1 - 「住民が主役」の協働のまちづくり	3
(2) 提言 2 - 「農業再評価」を通じた「食」のまちづくり	4
(3) 提言 3 循環型社会の構築を通じたまちづくり	7
(4) 提言 4 健康づくりでまちづくり	9
(5) 提言 5 子育ての社会化でまちづくり	11
(6) 提言 6 地域産業の活性化でまちづくり	12
3 玉村町経営改革町民委員会審議経過	14
4 玉村町経営改革町民委員会委員名簿	15
5 玉村町経営改革町民委員会設置要綱	16

## 提 言 に あ た っ て

玉村町経営改革町民委員会は、「自律」を選択した玉村町の行政経営改革を推進するため、行財政改革という従来の発想から踏み出して、町を経営するという観点から、広く町民・民間の立場で、策定の段階から新たな改革プランに関わるために設置され、町長から委嘱された町民12名により、平成16年12月から11回にわたり玉村町の行政経営改革の基本的な考え方、内容等について、様々な観点から検討を行ってまいりました。

各委員からは、自らの経験やそれぞれの立場から幅広く多様な意見が出されるとともに、終始活発な議論が交わされ、ここに、「自律」を基本とした玉村町の経営改革に関する提言をまとめることができました。

今後、町においては、この提言をもとに、速やかに改革に向けた必要な措置を講じ、全庁をあげて、行政経営改革の積極的な推進に取り組み、より一層住民サービス向上に努められることを期待いたします。

また、職員におかれましては、事務・事業の改善や改革を日常業務としてとらえ、今までのやり方にとらわれず、中・長期的な視点から行財政運営のしくみを徹底的に見直し、すべての業務において町民の立場に立った行政サービスの質の向上に精励されることを期待いたします。

最後に、熱心にご審議いただいた委員各位に深く敬意を表するとともに、関係各位に心から感謝申し上げます。

平成17年10月 3日

玉村町経営改革町民委員会  
会長 安 保 博 史

## 提 言 趣 旨

長期化する景気の停滞、急速に進行する社会の少子高齢化に加え、国の「三位一体改革」などのために、財政運営が厳しさを増すなか、玉村町は、当面合併せず、単独で町の経営を進めていく「自律」路線を選択し、これを町政の基軸としました。地方分権改革が進む現在、「自律」の町政を掲げた玉村町は、中・長期的視点に立って、コストの最適化やサービスの質の向上をはじめとする町独自の行財政運営の仕組みを構築し、徹底的なスリム化を断行し、限られた財源を有効活用しながら、住民と緊密に協働し、活気あるまちづくりを展開していく仕掛けとネットワークを創出しなければなりません。

そのためには、まず町民から信頼される役場・職員となることを基本として、町民と行政との信頼関係のうえに住民参画・協働による構造改革を進めることが重要です。そして、町民本意、町民主体の視点で町民満足度を向上させるため、常に町民の視点で改革を進めることも必要です。

また、行政も改革が遅れれば破綻する時代を迎えています。行政も民間と同様にスピード・コスト意識をもって機構改革や人事制度改革、アウトソーシングなど、あらゆる改革を町民の目に見える形で大胆かつ継続的に進めることが必要です。これらの改革は、スリムで効率的な行政体づくりに欠かせないものであり、「自律」する玉村町にとっては最も重要です。

このような取り組みにより、町民参画のまちづくりのネットワーク化を推進する土台づくりが整い、地方分権時代にふさわしい「町民と行政が、ともに支え、ともに育む協働のまちづくり」を実現することができます。

以下の6つの提言は、それを実現するための方策として掲げたものですが、これからの「自律」した玉村町の行政経営改革のために参考となるならば幸いです。

## 提言1 「住民が主役」の協働のまちづくり

町政の基本軸として「自律」路線を掲げた玉村町では、限られた財源の中、町を経営していくためには、補完性の原理に基づいて、個人・地域・行政の「自助」「互助」「公助」の役割分担を明確にし、行政サービスと行政コストの最適化を図りつつ、さまざまな分野で住民と「協働」してまちづくりに取り組んでいくことが重要になってきます。なかでも、営利を求めず社会貢献活動を行う行政区活動・公民館活動・ボランティア団体・NPOなどは「新しい公共」(ニュー・パブリック)の担い手として期待されます。今後は、行政側には、こうした住民によって主体的に行われる公益性の高い活動を積極的に支援する諸策を創出することが求められます。

### 1、「玉村町自律推進会議」(仮称)の新設

「玉村町自律推進会議」の新設を提言します。自律推進に関する重要事項の検討審議は、住民参画・住民との協働なくしては進めることはできません。ぜひとも公募住民を委員に加えた会議を発足するよう望みます。

### 2、住民の意識改革事業の実施

玉村町のすべての経営を行政にのみ依存しないで、「自分たちの地域は、自分たちでつくる」自助精神を玉村町住民に啓発し、まちづくりへの意識を共有し合う諸事業 例えば、啓発講演会・シンポジウム・ワークショップ・出前町長室・まちづくり研修会・公民館まちづくり活動大会など の実施を提言します。

自治体独自の経営方法の「質」が求められる地方分権時代の玉村町の未来を支える「地域の力」を創るためには、 [信頼] 総世代の男女があらゆる場面で互いに人間らしい思いやりをもって信頼し合うこと、 [交流] 共に地域社会をいきいきと支えていく相互関係を育むこと、 [創造] 互いの知恵と持てる力を主体的に出し合える「仕掛け」をつくることなどが重要です。「住民が主役」の協働のまちづくりの手始めとして、まずは、こうした新しい「地域の力」創出の重要性に焦点を据えた啓発事業が必要となります。

### 3、まちづくり活動支援補助金の交付

公益性の高い活動を主体的自発的に行う行政区活動・公民館活動・ボランティア団体・NPOを積極的に支援するために、「まちづくり活動支援補助金」(仮称)の新設を提言します。活動に必要な経費の一部に対して補助金を交付する制度は、住民のボランティアマインドを刺激し、まちづくりやボランティアを通した「ひとづくり」を促進していくはずです。

### 4、「玉村町協働推進センター」(仮称)の新設

玉村町内に公設民営の組織「玉村町協働推進センター」の新設を提言します。本センターは、昔から農村にあった相互扶助の共同体に象徴されるように、住民・ボランティア・NPO・企業・各種団体などと行政との協働による新しい公益活動、新しい地域社会づくりを支援することを

目的とし、情報提供・相談業務のほか、作業・会議・交流・打ち合わせの場としても対応できるよう配慮することが求められます。

## 5、相互扶助のシステムづくり

多くの町民にパートナーシップをもって「協働のまちづくり」に参加・参画してもらうための、なじみやすいシステムの構築を提言します。

行政に無関心な住民を少しでも減らし、「自分たちの地域は自分たちでつくる」「自分のできることは自分でやる」といった自助意識を持ってもらうために、住民が心理的な負担や抵抗感を伴わないで活動の契機をつかめたり、「公益活動」の楽しさを味わえたり、「生きがい」を感じさせたりするような行政側の配慮の行き届いたシステムを創出しなければなりません。特に、平成19年（2007年）以降に続々と退職年齢を迎え、地域に回帰してくる団塊の世代の人的資源を「協働のまちづくり」に効果的に活用する戦略は急務となります。例えば、次のような「なじみやすいシステム」が考えられます。

高齢者が自らの生きがいをづくりと連動してボランティア活動を行うこと（新しい高齢期観を自ら培うボランティア活動）

区単位に各公民館を活動拠点として身近な公益活動を分担し合うこと（地域の交流の促進、「地域人」としての自覚の醸成）

どんなに小さな業務・活動であっても、正式に委嘱状を交付して、従事者に誇りとやりがいを与えること（委嘱状を通した、自分の存在意義の確認）

自分たちが行ったことが目に見える形で報われること（地域通貨、感謝状、お礼状など）

## 提言2「農業再評価」を通した「食」のまちづくり

玉村町は、農業が基幹産業であり、麦に代表される日本有数の作物にも恵まれています。長引く経済不況による消費の落ち込みに合わせ、農産物価格の低迷化、平成16年から始まった新たな米政策制度、平成19年からスタートする「担い手」の経営に着目した新たな経営安定対策などの影響などにより、本町の土地利用型農業は大きな転換期を迎えています。玉村農業の衰退は、町の経済的基盤の脆弱化を招来することにもなり、座視できません。

このような厳しい状況の中では、従来の生産者中心から、地域の消費者や市場をも重視した生産体系を確立し、「麦」を中軸とした「玉村産ブランド」を創出することによって農業振興・地域経済活動の活性化を図ることが求められます。そのためには、各家庭は勿論、「食育」を中心とした「健康づくり事業」や「学校給食」などにおける地産地消の推進が不可欠となります。従って、町としても、地元でとれる農産物の新鮮さ・美味しさや安心・安全さを住民に再評価・再認識してもらい、地元での種々の「食」の場における消費がさらに拡大していくための支援活動に取り組んでいくことが求められます。

## 1、地産地消の推進

「食」と「農」の相互関係の理解、玉村農業の振興と住民の健康で豊かな食生活の向上を目的として、以下の通り「地産地消」の推進に取り組むことを提言します。

### (1)「玉村町地産地消推進協議会」(仮称)の新設

地産地消の啓発・普及を図ることを目的とする「玉村町地産地消推進協議会」の新設を提言します。地産地消の普及には、地元産の「食」に関する生産者と消費者との信頼関係の構築、地元産を手軽に購入できる仕掛けを町内各地にめぐらせることが必要です。そのためには、JA・地元農家・公募住民・行政などから成る同協議会を発足し、地元産の「食」の美味しさや安全性、優れた食文化を住民に周知させる啓発・広報・交流活動を推進するとともに、

直売所、道の駅における地元農畜産物及びその加工品即売の充実・強化

スーパーを含めた地元小売店における地産コーナーの設置

住民グループによる共同購入の普及

などを通して、販路を拡大することも重要であると考えられます。

### (2)「ふれあい朝市」の定例化、「地産地消屋台」(仮称)の設置

従来不定期であった「ふれあい朝市」の定例化とその紹介・宣伝活動の充実、地元農産物の加工品を販売したり、その加工品を使用した軽食を提供したりする「地産地消屋台」の創設を提言します。

地元農産物の新鮮さ・美味しさ・安全性をアピールするためには、徹底したねばり強い紹介や広告・宣伝、高頻度の味わい体験の場づくりが必要です。

例えば、老若男女を問わず、殆どの住民が当然のように「わが町の名産はうどん！」と誇りをもって口にするぐらいの浸透を図るためには、町内で発行される広報類やチラシなどすべてにそのコンセプトを採用してもらおうとか、町内の飲食店や「ふれあい朝市」や「地産地消屋台」、「さくら祭り」・「花火大会」・「夏祭り」・「産業祭」などの各種イベントなどどこに行っても「佐波玉村ブランドのうどんメニュー」があるといった、「うどんによるまちづくり」を前面に力強く押し出す全町的「仕掛け」が必要となります。

その意味で、現在、玉村町の「にぎわい創生の場」として認知されつつある「ふれあい朝市」は、「交流」と「ホスピタリティ」(おもてなしの心)をもって、地元農産物を販売・宣伝できる絶好の場なのであり、軽食を提供する「地産地消屋台」も玉村ブランドの良さを、舌で感じさせ、匂いで伝えられることは言うまでもなく、目で見せることもでき、耳に伝えることもできる戦略的な存在意義を持つものと期待されます。「ふれあい朝市」の定例化、「地産地消屋台」の創設は「玉村ブランド」誕生に至る貴重な「孵卵器」となるはずです。

### (3)「食育推進事業」における地元農産物の利用

「健康づくり事業」や「学校給食」での「食育推進事業」の一環として玉村町産の作物を食材として利用することを提言します。

平成17年6月に成立した「食育基本法」(1)に、

## 第七条

「食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配意し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない」

## 第二十三条

「国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする」

とある通り、国及び地方公共団体は、「地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産」や「農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進」に必要な施策を講じる必要があります。特に、平成17年度より3年間玉村町において展開される、文部科学省地域指定「学校を中心とした食育推進事業」(2)では、町内の保育所、児童館、幼稚園、小中学校、玉村高等学校に至る幼児から青少年までの広範な年齢層とその子どもたちの家庭を対象に食生活の改善・充実を図るための方策を協議・推進する委員会を設置し、農政課・児童家庭課・給食センター・保健センター・子育てボランティア・玉村町食生活改善推進協議会などの協力を得ながら「食育推進事業」を行うことになっていますが、本事業において地元農産物の積極的利用に努めることが望まれます。

### 1 「食育基本法」

…平成16年の第159国会に提出され、平成17年6月10日に成立した法律。前文、第1章「総則」(第1条~第15条)、第2章「食育推進基本計画等」(第16条~第18条)、第3章「基本的施策」(第19条~第25条)、第4章「食育推進会議等」(第26条~第33条)から成る。

### 2 文部科学省「食育推進事業」

…市(区)町村域で、家庭や地域が一体となって食育の推進に取り組む「食育推進地域」を指定し、食や栄養を中心として、PTAや農業団体、栄養士会等の協力を得ながら、組織的・体系的な食育推進のための取り組みを行う体制整備を図るために展開する事業。

## 2、地元農産物の加工所の建設

地元農産物の加工、特産品の開発などを目的とした「加工所」兼「販売所」を、「農業振興公社」(仮称)で設置し、農業活性化を図ることを提言します。

「食」に対する「安心」「安全」への関心、「食」の健康志向が高まり、JAの直売所や「ふれあい朝市」で売る「新鮮野菜」やその加工品が、再評価されつつあります。確かに、安価な外国産の農産物に対して、価格面では地元農産物は到底対抗できません。しかし、「トレーサビリティ」(生産・流通過程)が判然とせず、ポスト・ハーベストの危険、未認可薬品・未認可添加物混入の不安がつかまとう輸入農産物に対して、低農薬・有機栽培を推進することで、消費者にとって安心安全な農産物を生産・供給することこそが我が国の農業が生き残る最も確実な道ではないかと考



えられます。現在、玉村町農業の誇りともいふべき最高級小麦や特別栽培米、有機栽培野菜などの地元農産物を、専用の加工場において「玉村産ブランド」(例えば「佐波玉村うどん」)として加工し、地元は勿論、群馬県内の消費者に広くアピールし、販路を開くことによって将来に希望が見いだせれば、危惧される後継者問題も好転するものと期待されます。

### 3、グリーンツーリズムなど交流事業を通じた農業振興、農村活性化

農業体験・自然体験を軸にした都市・農村間の交流(グリーンツーリズム事業)や生産者と消費者との交流事業などと連動することで農業振興、農村活性化を図ることの必要性を提言します。

現在、玉村町では、(財)「玉村町農業公社」(JA 佐波伊勢崎たまむら支所内)が「都市化の中の農業支援」を掲げて、遊休農地活用のため、農業に興味・関心を持ち、実際の農業実践を希望する個人やグループに農地の貸し出しを行っています。本事業を一步進めて、都市生活者や消費者らが農業体験・自然体験・郷土料理体験を楽しめる交流事業のプログラムやイベントを設け、「交流」を通して農業振興・農村活性化をめざす、新しい農村サービス活動を創出することが期待されます。その具体的イメージは次の通りです。

貸し農地利用者への技術指導、相談事業の実施

貸し農地利用者間の交流会の開催

生ゴミによる堆肥原料づくり、エコライフ実践の場としての貸し農地の普及

田植え、薪割り、草刈り、稲刈り、餅つき、麦踏み・機織りなどの農業体験に、農家見学めぐり・昔の遊び体験をセットした「農家民泊事業」

収穫体験の後、作物を加工・料理する楽しみ(例えば「うどん打ち体験」・「そば打ち体験」・「餅つき体験」・「郷土料理づくり体験」など)を共有し合う「生産者と消費者の交流事業」

今後は、家族や小グループが年間を通じて玉村町の農村の暮らしや自然をじっくりと体験できるような「滞在型」のグリーンツーリズムの普及と、その受け入れ態勢の確保が望まれます。

## 提言 3 循環型社会の構築を通じたまちづくり

資源の有効活用や省エネルギー、ゴミの減量化・資源化の促進、新エネルギーの導入などは、真に住みよい循環型社会( )を育むとともに、行政コスト低減にもつながります。今後、住民・事業者・行政が相互協力し、低コストでも実効のある、資源・環境に配慮したまちづくりを推進していくことが求められます。

「循環型社会」

…平成12年5月に廃棄物処理及び再資源化関連法を統括する枠組み法として「循環型社会形成推進基本法」が制定された。ゴミを出さない、出たゴミはできるだけ資源として再利用する、再利用できないゴミは適正に処分することによって、環境への負荷が低減される社会の実現をめざすもの。

## 1、ゴミの減量化・資源化の促進

### (1) ゴミ減量化の支援

各家庭から排出されるゴミの減量化と有機肥料としての利用を目的として、生ゴミ処理容器の購入の積極的支援を提言します。

住民が生ゴミ処理容器を購入する際に補助金を交付し、同容器の普及を図る現在の設置事業は、生ゴミ対策として有効であるとともに、安全な有機肥料としての生ゴミ堆肥の価値を住民に再認識させる好機にもなっています。今後は、処理容器の効用についての一層の広報と啓発を図ることが求められます。

### (2) 資源ゴミ回収事業の徹底

行政と25地区の自治組織が一体となって、資源ゴミ回収事業に取り組むことを提言します。

資源ゴミは、現在、行政委託業者がリサイクルセンターに運搬し、その収益は町に還元されていますが、この方法を変更し、各地区ごとの区長、衛生支部長、班長、ボランティアなどに「協力員」を委嘱し、収集場所を特定して、缶・びん・ペットボトル・トレイ・紙パック・ダンボール・新聞紙・雑誌他紙類・古布・蛍光管・乾電池などを分別収集することによって、その収益を各地区に「報奨金」として交付するシステムを導入するのです。その交付金を、各地区の防犯灯の維持管理費、活動費などに活用するならば、防犯、まちづくり支援にもつながります。

### (3) 一般廃棄物処理の有料化の検討

ゴミ処理のコストの大幅削減を図るため、一般廃棄物処理の有料化についての検討を提言します。

全国的には、一般廃棄物の処理有料化の流れが進んでおり、環境省も今年度「原則有料化」との方針を打ち出しています。「適切な料金設定」と「丁寧な住民説明」が前提ですが、「有料化」は、廃棄物の排出抑制と分別・リサイクル促進に効果があることは明白です。最終的には、住民投票などの意思確認によって導入の可否を決定するとしても、そのために全町的な説明と議論を行うことは、ゴミ問題に対する住民理解を深めるために効果があると考えられます。

### (4) 事業系一般廃棄物収集方法の検討

事業系一般廃棄物は、クリーンセンターへの自己搬入による有料処理などのほか、「ゴミ処理券」貼付による地域の収集ステーションへの排出を提言します。

事業系一般廃棄物は、事業者の責任において処理することとして、クリーンセンターへの自己搬入による有料処理、または一般廃棄物収集運搬業許可業者による有料収集が行われています。しかし、小規模事業所においては、地域の収集ステーションに家庭ゴミと一緒に排出している実状があるのも事実です。これをイレギュラーなこととして黙認するのではなく、むしろ、小規模事業所については、「ゴミ処理券」を発行して、その券を貼付することで、ステーションに排出してよいとするルールを設けることが望ましいと考えられます。

## 2、下水道政策の見直し

### (1)「域内100%下水道」方針の見直し

県央水質浄化センター受入時の県との妥結条件である「域内100%下水道」の取り決めを見直し、「合併浄化槽(個人下水道)を含めて汚水処理率100%」に変更すべきであると提言します。

玉村町の場合、平成15年度までに下水道普及率は43.9%となりましたが、今後の整備地域は人口密度の低い地域に移っていますので、長い管渠を敷設しても接続する世帯数が少なくなるなど、下水道事業の採算性が低くなることは確実です。昨年度上半期の時点で下水道事業の起債は56.5億(町債168億の33.6%)に達し、今後さらに増加が見込まれます。一方、水質改善の観点から見ると、何年かかるか明確ではない下水道整備を待つよりも、合併浄化槽によって生活雑排水を確実に処理して公共用水域に放流した方が水質の改善につながることは明白です。費用的にも一軒当りの下水道整備費と合併浄化槽設置費を比較した場合には、後者の方が低いといわれています。

### (2)利根川上流流域下水道県央水質浄化センターの有効利用の具体的検討

県央水質浄化センターの下水汚泥を廃棄物ではなく、「バイオマス資源」として捉え、メタン発酵や炭化处理による有効利用を検討し、そこから得られるエネルギー・資源を地元で活用することを提言します。

確かに、処理場受入時の条件の中に、「焼却処理はしない」という条件が含まれていますが、近年の技術進歩を踏まえ、また循環型環境社会構築と再生可能エネルギーの有効利用の観点から、旧来の条件を見直し、県央水質浄化センターの有効利用の具体的検討を試みる必要があると考えられます。

## 提言4 健康づくりでまちづくり

一生涯を楽しく心豊かに過ごすには、「健康寿命」(1)の延伸を図ることが大切であり、住民一人ひとりが主体的に健康づくりに励み、生きがいある生活を送ることは、町の医療費全体の伸びを抑制し、税負担を減らすことにも寄与します。従って、高齢社会の健康づくりを推進し、住民一人ひとりの健康寿命を伸ばし、「生活の質(QOL)」(2)を高めるためにも、「ヘルスプロモーション」(3)の考え方にに基づき、個人では対応しにくい健康づくりに関わる問題について、さまざまな団体や機関、行政などが連携し合い、その解決に取り組み、みんなで健康を育むまちづくりを推進することが求められます。

### 1 「健康寿命」

...痴呆や寝たきり状態にならず、健康でいきいきと心豊かに生活できる期間。

### 2 「QOL」

...Quality of Life(クオリティ・オブ・ライフ)の略で、生活の質の意。人間が人間として有意義に生きるためにはどうしたらよいか、というテーマのこと。

### 3 「ヘルスプロモーション」

…「住民一人ひとりが自ら決定し、健康増進や病気の予防、障害や慢性的な病気をコントロールする能力を高めること」と「健康を支援する社会環境づくりを行うこと」の2点を柱とする健康づくり対策の手法。旧来の健康づくり事業は、「健康」を最終目標としていたが、ヘルスプロモーションは、「生活の質（QOL）の向上」を最終目標とし、「健康」は「生活の質」を向上させるための一要素に位置づけている。

#### 1、健康づくり推進のためのネットワーク活動の充実

住民がより良い環境のもとで健康づくりに励めるように、各関係機関・団体に構成する「玉村町健康づくり推進協議会」の活動の充実を図ることを提言します。

近年、健康づくり推進のための国民行動計画「健康日本21（21世紀における国民健康づくり運動）」（平成12年発表）や、「健康日本21」をより積極的に推進するために、その法的基盤として制定された「健康増進法」（平成14年公布）に象徴されるように、健康づくりは、個人のみ問題ではなく、地域社会全体の問題として認識されるようになり、住民の主体的な健康づくりを推進・支援する、地域の基盤整備とネットワークが求められています。従って、健康づくり事業では、保健・医療・福祉・スポーツ関係団体のみならず、行政区長会・老人クラブ・保育所・幼稚園・学校・企業・NPO、民生委員・児童委員などと行政が緊密に連携し合う本会の存在意義は益々重要となっています。

#### 2、庁内横断的推進体制の構築

保健福祉課・スポーツ振興課・学校教育課・保健センター・老人福祉センター・在宅介護支援センター・障害者福祉センター「のばら」・給食センター・体育協会・社会福祉協議会・玉村町食生活改善推進協議会などが中心となり、庁内に関係各課職員で構成する「健康づくり行政推進会議」（仮称）を設けることを提言します。

従来、健康づくり関連事業は、各部署・各課ごとに予算化し、個別に実施されていましたが、今後は、各部署・各課が連携し合い、事業・予算の一元化、包括的対応を図ることが求められます。まずは、第一段階として、例えば、

ライフステージに応じた各種健診事業の充実と受益者負担の徹底

ライフステージに応じた「一次予防」（病気にならないよう、普段から健康増進に努めること）のための多種多様な啓発事業の実施

ライフステージに応じた「食育」の展開

健診、健康教室、健康相談、スポーツ教室、健康維持のための正しい食事や料理教室など、健康に関する情報提供

公園・グラウンドゴルフ場・散歩道など、スポーツ・トレーニングのための環境整備

地域の「健康づくり活動」、「生きがいづくり活動」、「スポーツ活動」、「トレーニング活動」などの育成・支援、ネットワーク化

安心して歩ける道路の整備とウォーキング専用マップの作成

安全なサイクリングロード、グリーンロードの整備とサイクリングロード、グリーンロー

### ド専用マップの作成

上記のウォーキング専用マップ・サイクリングロードマップ、グリーンロードマップに加えて、公園・スポーツ施設・文化施設・地元農産物の直売所・歴史的文化的遺産の所在地などをマッピングした「健康マップ」の作成

公共施設・事業所・店舗での分煙・禁煙の推進  
などにおいて相互連携を図ることが期待されます。

## 提言 5 子育ての社会化でまちづくり

玉村町は保育環境・教育環境の公的整備が徹底しており、子育て支援の充実が「子どもを育てるなら玉村町」という定評につながり、玉村町の誇るべき独自性ともなっています。今後は、緊縮財政下にあっても、子育てを社会全体で支援する環境が後退することなく、町民の多様なニーズにも対応し得るように、ボランティア・NPO・民間事業者の活用、ファミリーサポートセンター事業（ ）・民営の学童保育事業などの積極的導入を図ることが求められます。

### ファミリーサポート事業

…子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と、子育ての支援活動を行いたい人（提供会員）が、育児について助け合う会員組織。

### 1、町立保育所、町立幼稚園、町立児童館などの民営化の検討

子育て世代の多様な保育ニーズに対応するとともに、経費削減をも実現するために、町立保育所（第1保育所～第5保育所）、町立幼稚園（玉村幼稚園・南幼稚園）、町立児童館（西児童館・健康の森児童館・上陽児童館・中央児童館・南児童館。学童保育施設も含む。）の「民営化」による弾力的運用の検討を提言します。

事務経費のさらなる削減、職員数の削減、各種手当の見直しなど、これまで以上に踏み込んだ内部管理費の削減が迫られ、行政が担っている各種事業や各種業務を検証し、「行政サービスの最適化」を見極めることが求められています。そのため、町立保育所、町立幼稚園、町立児童館などにおいても、行政サービスのありかたを再検証し、民間事業者やNPOなどを活用した「民営化」による運営方法の検討、民間活力による多機能な保育サービス（延長夜間保育・休日保育・病児保育・病後児保育・一時保育など）の可能性の検討なども求められます。

### 2、子育て支援体制の充実

#### (1) 地域の人的資源のネットワークづくり

玉村町内の子育て支援ボランティア、子育てサークル、関係団体などをネットワークし、活用するセンター機能を有した組織を設けることを提言します。

住民の多様な保育ニーズに即応することを目的として、子育て支援サービス・保育サービスの情報の集約と発信、ボランティアコーディネイトなどを効率的に行えるようにするため

には、地域の人的資源のネットワークづくりが求められます。

## (2) ファミリーサポートセンター事業の導入

個々の家庭の種々の保育ニーズに柔軟に対応できるファミリーサポート事業の導入を提言します。

保育所の送迎・一時預かり・家事援助活動など、保護者の急用、病気や怪我などのために一時的に子育ての手助けが欲しい家庭を会員組織で支援するファミリーサポート事業は、個々の家庭の種々のニーズに即応できる利便性があり、制度の導入は検討に値すると考えられます。

## 提言 6 地域産業の活性化でまちづくり

玉村町の収入が増加するためには、地域の産業が発展しなければなりません。農業・商業・工業の発展のため、企業誘致や産業間の連携などの振興施策に取り組むことが必要です。

産業の振興や企業の誘致は、新たな雇用機会の創出や消費の拡大など地域経済に大きな活力をもたらすとともに、高齢社会を目前に控えた玉村町にとって若手の勤労者人口を増やす方策としても有効です。

また、地域の産業の育成は勿論のこと、今後は、地域経済発展の活力として新しい力が必要となります。このため、玉村町の立地環境に適した産業の起業に対する支援の充実を図ることが求められ、起業の知識や技術の習得を目指す講座の開催から、融資、経営指導など一貫した支援を行う体制をより強化していくことが必要です。また、住民生活の向上にとって有益な生活支援型の産業について、事業者や有識者、知識経験を有する住民に呼びかけ新しいビジネスモデルの研究を行うことも重要です。

### 1、企業誘致の積極的な推進

昨今の景気低迷と製造業の海外進出により大規模な企業誘致は、成果の上がりにくい事業となっていますが、域外からの誘致と同時に、企業離れに配慮した地場企業への効果的な支援が行えるよう「企業誘致推進会議（仮称）」の設置を提言し、地域の実状や周囲の動向を注視し、地域に根ざした足腰の強い産業の振興に努めていただくことを望みます。

産業振興・雇用政策の大きな柱である「企業誘致」ですが、玉村町の地域経済活性化のため、町内に事業所を新設又は拡張する事業者に対して優遇措置を講ずることにより企業誘致を促進し、玉村町の産業の振興及び雇用機会の拡大を図ることが必要です。ひいては、定住人口の増加にもつながります。

このため、企業のニーズに合わせた誘致方法を検討し、また、雇用が見込まれる新たな産業の創出、新しいビジネスモデルの研究なども取り入れ、総合的に誘致活動を行っていくことが求められます。

社会経済情勢の変化、当町の産業政策の変化に対応し、企業誘致の手法やターゲットとする

産業分野を検討していかなければなりません。バランスの取れた産業構造を持つ都市ではない玉村町にとって、企業誘致促進事務の必要性は言うまでもありません。

今後、工業の集積は勿論のこと、例えば、子育て支援、高齢者や障害者の在宅介護支援、ごみの減量化やリサイクル、環境保全といった分野については、民間事業者が得意とするところであり、ニーズに合致した事業が効率的に実施されることも期待できるため、これらに関連する企業の誘致も重要な施策の一つです。また、指定管理者制度の導入など民間活力の可能性も今後、益々期待されます。

## 2、意欲的な経営者の育成と魅力的な個店づくり

「新たな個店の創出」と「個店の転換」に向けて、経営課題等への迅速なサポート並びにニーズ等の把握と地域住民との信頼関係をより強固なものとするために、巡回指導や個店の最も身近な相談窓口として、「リテール・サポート・センター」( )的な機能を有する組織の設置を提言します。

玉村町の商店が活力を取り戻すためには、魅力的な個店を増やしていくことが必要です。そのため、商店経営者向けの講座や魅力向上に取り組む個店への総合的な経営指導を行うなど意欲的な経営者の育成と魅力的な個店づくりが求められます。また個性的で魅力ある個店や商品について域内外への情報発信に取り組むことも必要です。

### リテール・サポート・センター

個々の商店(リテール)が、どうすればもっと消費者ニーズにマッチしたものとなるのか、繁栄するのかなど、商店の魅力向上・活性化に向けた意欲ある取り組みをソフト面からきめ細かく支援(サポート)する施設

例えば、各種情報提供、専門家による相談事業、商品企画、仕入れ、販売支援等

## 玉村町経営改革町民委員会 審議経過

	開催日時	審議内容等
第1回	平成16年12月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまでの行政改革の取組状況</li> <li>・ 行政組織及び職員数</li> <li>・ 財政状況等</li> <li>・ 今後のスケジュール</li> </ul>
第2回	平成17年2月7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営改革の基本的な考え方、内容</li> </ul>
第3回	平成17年3月14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「玉村町産の小麦」に関する報告</li> <li>・ 農村地帯としての玉村町の現状</li> <li>・ 「農業」「農村共同体」を軸としたまちづくりの方向</li> </ul>
第4回	平成17年4月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「ロンちゃんペーパー」に関する報告</li> <li>・ NPO・ボランティア</li> <li>・ 指定管理者制度の導入</li> </ul>
第5回	平成17年5月9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治と協働</li> <li>・ 指定管理者制度の導入</li> </ul>
第6回	平成17年6月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一人から始める環境まちづくり</li> <li>・ 公民館行政区を生かしたまちづくり</li> <li>・ 近隣市町村との財政状況比較、行財政改革の取組状況</li> </ul>
第7回	平成17年7月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「町の道路について一緒に考えてみませんか」</li> <li>・ 「県立女子大学と町とのかかわり方」</li> <li>・ 改革提言レポート（各委員）</li> </ul>
第8回	平成17年8月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改革提言について</li> </ul>
第9回	平成17年9月5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改革提言について</li> </ul>
第10回	平成17年9月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改革提言について</li> </ul>
第11回	平成17年10月3日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改革提言について</li> </ul>



## 玉村町経営改革町民委員会 名簿

氏 名	職 業 等	備 考
安 保 博 史	県立女子大学 教授	会長
加 賀 美 圭 介	会社役員	
加 賀 美 猛	認定農業者、前消防団長	副会長
片 亀 光	会社役員、環境省環境カウンセラー、 群馬県環境アドバイザー	
金 子 修	自営業	
黒 崎 亮 一	自営業	
穴 戸 美 穂	県立女子大学 4年	
嶋 田 き よ 子	主婦	
都 澤 し づ 子	マーガレット幼稚園園長	
原 き よ み	主婦	
瓢 野 玲 子	県立女子大学 4年	
森 田 耕 一	会社役員	

(定員 12 名以内, 五十音順, 敬称略)

## 玉村町経営改革町民委員会設置要綱

### (設置)

第1条 町民とともに自律した町を経営するという観点から、行政に民間の経営理念、手法等を可能な限り導入し町の行政経営改革を推進するため、玉村町経営改革町民委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について検討し、その結果を町長に意見又は提言するものとする。

- (1) 経営改革の基本的な考え方、内容に関すること。
- (2) 経営改革の進ちょく状況の監視に関すること。
- (3) その他経営改革に係る重要事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織し、知識経験を有する者及び町民のうちから町長が委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から当該所掌事項の調査審議が終了するまでの期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、会長はその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

### (意見の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

### (庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務課において行う。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

### 附 則

この要綱は、町長決裁のあった日から実施する。